

東京建築士会

令和6年度事業計画

年頭に発生した令和6年能登半島地震を踏まえ、今日の社会にとってより頼りがいのある建築士・建築士会の確立を目指すことが肝要である。国民生活の基盤となる都市環境、地域環境、職住環境づくりに力を注ぐことは、建築士の社会的使命であり、建築士会としてその支援体制を強化し、建築士のさまざまな活動を今まで以上に活性化することが必要である。

特に、それぞれの地域が直面する課題にきめ細かく対応するために、日本建築士会連合会、関東甲信越建築士会ブロック会、その他関係諸団体と密接に連携し、地域文化や歴史に根ざした多彩な活動に学び、会員相互の積極的な交流による知恵の交換・共有が重要である。

そのためには、常置委員会や支部等の活動を通じて、次世代を見据えた新たな問題提起を行い、都市づくり・地域づくりの実践と経験を蓄積しつつ、オンライン・対面交流の手法を適宜駆使して情報交換や相互啓発の機会を飛躍的に拡大することが求められる。

建築士会の会員個々の活動が相互に関連しながら相乗的に発展し、新たな人材や未知の知見に触れることが、会員獲得や会勢の拡大に繋がると確信し、次の重点施策をここに掲げる。

【重点施策】

「東京建築士会が先導する交流と協働」

年初からの災害の知らせは、改めて生活環境の根本的な安全性を構築する重要性を認識させた。今後復旧から復興のプロセスを注視する中から東京建築士会としての取り組みに反映すべき知見を獲得すべきである。またこのような社会の福利向上に貢献する活動を拡大するためには、その原資となる人材の参画とその交流を通じた活動の活性化が必要であることは言うまでもない。今年度は会員の相互交流の外にも他団体等との関係を含め「交流と協働を先導する」事を会の重点施策とする。以下に3点の具体的な活動方針を設定する。

1. 「なかまを集める仕組みづくり」

当会への新たな人材の参画は、活動の活性化と新分野への展開によって建築士の社会的使命を果たす上での必須条件である。昨年度実施された賛助会員を中心にした活動の具体化をうけ、今年度は更にこれらの動きを推進するとともに、新たな形での「なかまを集める仕組みづくり」に取り組む。

2. 「ちからを合わせる仕組み」

当会の活動の柱である委員会活動をはじめ、支部活動や有志による諸活動は建築士会という団体と建築士という専門職能を社会に伝え、外部とつながる最前線である。これら個人の力を超える広範な活動をさらに推進するため、IT等を使った多様な形での「ちからを合わせる仕組み」を構築する。

3. 「会員相互や他団体との交流と協働」

新たな仲間を迎え新たな取組みに乗り出すことは会の存在感を高める上で重要な施策であり、同時にそれらの取組みが会員拡大の動きに繋がる形としたい。社会から求められる諸活動に加え、個々の会員の志向に応えるセミナー等の活動の他、「会員相互や他団体との交流と協働」を展開する。

事業活動項目

建築士の社会的使命である都市・地域環境、安全・安心な生活環境づくりに貢献し、防災対応や脱炭素社会の構築等の社会からの要請に応え、「交流と協働」に資する建築士会の活動をさらに推進するために、委員会活動を通じた会員相互の交流・連携や地域活動に貢献する支部活動の推進、会員への技術研修の拡充、会員制度の拡充・加入促進等を目指し、以下の活動に引き続き取り組む体制を総務・企画委員会にて検討する。

- 1) 委員会活動を通じた「交流と協働」を目指して、各委員会相互の情報交換や連携強化、ITを活用したセミナー・イベント等事業の拡充と会員への情報発信ツールの拡充、委員会の再編
- 2) 地域活動交流に貢献する現在の支部の在り方について引き続き検証し、支部の存在しない地域での組織化、建築士の地域貢献・自治体への協力等の活動をおこなう方策を検討
- 3) 賛助会員と会員相互の交流を深めるため、賛助会員企業の委員会活動への参加、研修会等を通じ建築関連情報を建築士に提供する情報提供サービスの実施
- 4) 関連外部団体との情報交換やセミナーの共同開催、外部社会活動を通じ建築士の社会貢献活動に向けた交流と協働の推進
- 5) 建築士試験制度の改正に伴う新たな会員資格の創設と、将来の入会が期待される学生への訴求方策の検討
また、会員制度全体(会費改定を含む)の見直しと設計事務所・建設会社等に在籍する各種建築士たちを会に招き入れるための総合的な施策の検討
- 6) 技術研修を通じた会員のCPD取得について、CPD会員登録のPR及び自己研鑽意識の啓発と合わせ、WEBセミナーを活用した受講しやすい技術研修の実施、また、リスキングやリカレントのサポートという視点から、一般会員、女性会員、若年会員に向けた各種セミナーの実施と各委員会、賛助会との連携強化等の推進
- 7) 建築物の木造化及び木質化に関する建築物木材利用促進協定に関連して会員にセミナー等による先進的な技術情報提供を実施
- 8) 上記の各施策の具体像を検討し、必要に応じ活動に向けた有期の各種ワーキング、タスクフォースを設置

また、上記活動を円滑に推進するために、会員への各種情報発信の推進(IT化)や会員証のデジタル化、WEBセミナーへの円滑な対応等の総合的な ICT 環境の構築を引き続き図るとともに、会議室の有効活用、事務局の働き方改革をさらに推進する。

(具体的な事業と担当部門・委員会・企画別 TF)

※以下、担当委員会は委員会名のみ記載する。

I 建築士制度普及事業

1. 建築士試験の運営業務

- (1)一級・二級・木造建築士試験の受付及び試験の実施
担当:「事務局」

2. 建築士免許登録業務

- (1)二級・木造建築士免許登録・閲覧業務等実施
- (2)一級建築士免許登録等窓口業務・閲覧業務の実施
- (3)建築士免許関係事務に関する受託協力
担当:「事務局」

3. 建築士制度運営業務

- (1)建築士会継続能力開発(CPD)制度の実施及び活性化の推進
- (2)建築士会専攻建築士制度及び関連研修の実施
- (3)二級・木造建築士免許登録・実務経歴等受付業務の実施

担当:「事務局」、担当委員会:「制度運営」

4. 講習運営業務

- (1)建築士定期講習の実施
担当:「事務局」
- (2)建築士会技術研修/講演会
担当:「執行部・事務局」、担当委員会:「全委員会」
- (3)法規関連実務講習の実施
- (4)監理技術者講習の実施
担当:「執行部・事務局」

5. 既存住宅の性能検証業務

- (1)既存住宅状況調査技術者講習の実施
担当:「事務局」
- (2)既存住宅状況調査技術者のスキルアップ講習の実施、相談
アドバイス事業
担当委員会:「建築相談・ストック」

6. ヘリテージの評価顕彰

- (1)ヘリテージマネージャー養成活動の企画検討
担当委員会:「まちづくり」

II 建築士育成事業

1. 顕彰の実施

- (1)継続三賞の実施と会員増強に繋がる施策の検討

- ① これからの建築士賞の実施
- ② 住宅建築賞の実施
- ③ 住宅課題賞の実施

担当委員会:「事業」

2. 委員会企画事業の実施

- (1)調査研究及び見学会・講演会・説明会・研修会・講習会・懇談会・設計競技等の開催の企画、事業実施及び情報発信

- ①法改正(建築士法)に伴う業務並びに建築士の業務・職能・倫理に関する調査研究・企画、事業実施及び情報発信
担当委員会:「法規、住宅問題、会員、建築相談、青年」

- ②建築士の資質・能力向上、技術向上のための調査研究・企画、事業実施及び情報発信
担当委員会:「制度運営、事業、見学、住宅問題、青年、女性」

- ③建築士の実態・会員制度の調査研究・企画、事業実施及び情報発信
担当委員会:「会員」

- ④もの・まち・くらしづくりに関する調査研究・企画、事業実施及び情報発信
担当委員会:「住宅問題、まちづくり、青年、女性」

- ⑤建築関係法令の調査研究・企画、事業実施及び情報発信
担当委員会:「法規」

- ⑥会員への情報発信及び会報の編纂
担当委員会:「情報」

- ⑦環境問題に関する調査研究・企画、事業実施及び情報発信、建築士会のSDGs対応
担当委員会:「環境」

- ⑧防災・減災対策と建築士の連携体制の調査研究・企画、事業実施及び情報発信、水害対策への対応
担当委員会:「防災」

⑨ストック社会対応の制度・業務に関する調査研究・企画、事業実施及び情報発信
担当委員会:「ストック」

⑩新たな若手建築士向け講習の企画、新規登録者・合格後実務経験中の方などに向けた講習
担当:「関係する常置委員会、企画別TF」

⑪建築主支援制度関係、市街地更新・再開発・地区計画などの都市計画的業務など、建築士の新たな活動・事業領域づくり
担当:「関係する常置委員会、企画別TF」

3. ホームページ・メールマガジン等による情報発信及び企画
担当:「執行部・事務局」、担当委員会:「全委員会」

4. 建築甲子園の啓蒙・普及
担当委員会:「事業・青年・女性」

5. 地域貢献活動の推進

(1)新支部設立の支援
担当委員会:「会員」

(2)支部活動の支援
担当委員会:「会員(支部連絡会)」

(3)会員の地域貢献活動の活性化推進及び地域行政との連携
担当:「執行部・事務局」

(4)東京都建築物液状化対策アドバイザー制度への協力
担当:「事務局」、担当委員会:「建築相談」

(5)東京都防災ボランティア制度への協力
担当:「事務局」、担当委員会:「防災」

6. TSUNAGU塾の展開

(1)世代間の技術技量継承・会員と異分野、異業種との相互交流の場の提供の実施と会員増強に繋がる施策の検討
担当委員会:「会員」

7. 会員の相互交流

(1)会員同士の相互交流のための様々な場の提供
担当:「執行部・事務局」、担当委員会:「全委員会」

(2)賛助会員と個人会員をつなげるための交流会の開催検討
担当:「執行部・事務局」、担当委員会:「会員」

8. 会員のための無料建築相談室

(1)一般の方向けの建築相談のほか、建築士のための契約・紛争防止のための相談・講習
担当委員会:「建築相談」

9. 会員の業務支援

担当委員会:「全委員会」

10. 新時代の新しいニーズの発掘

(1)発注者支援、維持管理等に関する講習等
発注者支援としての建築企画計画づくりのほか、設計・工事監理段階での専門的アドバイザー業務、建築物所有者のための維持・管理から活用・運営までの総合的な支援

(2)異分野異業種の建築士の交流
東京三会建築会議(本会、東京都建築士事務所協会、日本建築家協会関東甲信越支部)のほか、積算・設備設計者の職能団体、近接他業種として東京都不動産鑑定士協会、防災学術連携体などとの関係を構築し、会員同士の交流を深める各種講習会等を相互に開催し異業種交流会的な役割を果たすことを企画

(3)公衆衛生環境構築のための施策検討体制

(4)建築物の木造化及び木質化に関する建築物木材利用促進協定に基づく施策検討

担当:「執行部・事務局」、担当委員会:「全委員会」

III 刊行物等事業

1. 刊行物の編集・監修・発行

(1)東京都建築安全条例とその解説の発行

(2)建築関連法令集の監修

(3)建築関係図書の編集・監修・発行

担当:「執行部・事務局」、担当委員会:「法規」

IV 会報等発行事業

1. 「建築東京」の編集・発行

2. 「建築士」の会員頒布

担当:「事務局」、担当委員会:「情報」

V 会員サービス

1. 会員の表彰

2. 会員名簿の発行

3. 建築士会全国大会への参加促進支援

4. 本会加盟店の正・準会員優待割引

5. 建築士賠償責任補償制度、工事総合保障制度、既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度の推進

6. 図書の頒布及び斡旋(正会員特別割引)

7. 建築基準法に基づく諸法令用紙・表示板等の頒布(正会員特別割引)

8. 製図用品・事務用品等の頒布及び斡旋(正会員特別割引)

9. その他、会員サービスに関すること

担当:「執行部・事務局」

VI 関係機関との連携

1. 国・東京都・市区町村ほか関係各方面に対する献策連携

2. 被災建築物の診断に関する行政協力

3. 日本建築士会連合会との連携

4. 関東甲信越建築士会ブロック会への協力

担当:「執行部・事務局、関係する常置委員会」

VII 業務環境整備

1. WEB申請等に対応するための総合的な業務のデジタル化

2. 会員の相互交流、起業・提携・継承支援に資するDX対応

3. 各種セミナーの総合的なオンライン展開

4. 建築の総合的な情報化に対応するBIM等環境整備の展開

担当:「執行部・事務局」、担当委員会:「全委員会」